



# 阿武郡報

第五十八號

大正六年十二月十九日第三種郵便物認可 (每月一回二十五日發行)

## 次 目

庶務	町村長集會 高俣村に於ける縣稅戶數割等差議定標準規程 自治思想の宣傳歌 葬儀に關する改善事項	三六一
學事	第十九回水泳講習會 京都武德會主催青年體育大會出席者 東宮殿下御歸還奉迎の青年	一九一
兵事	陸軍簡閱點呼狀況 海軍簡閱點呼狀況 軍事救護	二四三
產業	阿武郡稻作模範田の設置 町村稻作模範田の設置 苗代改善實行者 阿武郡漁業聯合會事業狀況 阿武郡農會 廣島縣甲奴郡部落農區規約 福岡大分各縣林業視察狀況	四一〇 一〇五 一〇一 一〇一 一〇一 一〇一 一〇一 一〇一



庶

務

### 町村長集會

本月十一日郡内町村長を郡會議事堂に招集し郡長より指示したる事項其の他左の如し

#### 指示事項

一、傳染病豫防に關する件  
惡疫流行の悲惨事にして而も町村費の支出を餘儀なくせしめ延て自治事業の發達を阻害すること尠しと

大正十年八月廿四日印刷  
大正十年八月廿五日發行

發行所 山口縣阿武郡役所

山口縣阿武郡萩町  
第二千二百六番屋敷

印刷所 萩 馨 海 館



せざるものあるは今更の言にあらす幸にして本年は未だ虎疫の發生を見ずと雖も赤痢及腸窒扶斯に至りては患者漸次其の數を増加せんとする時期に到來せるを以て往年他町村に於ける慘害に鑑み此際一層注意を加へ地方民をして益々自衛心の涵養に励めしむると共に一面最善なる方法を講じて本病豫防上遺策なきを期せられむことを望む

二、看護婦養成に關する件

傳染病豫防に對しては極力之か方策を講ずること勿論なるも就中患者發生に當りては看護婦の手腕に俟つ所鮮しとせざるなり茲に於てか即ち本年度より看護婦講習所を開設して優良なる看護婦の養成に腐心する所あり然るに郡内に於ける看護婦尙著しく不足を告げ一朝有事に際し其の人を得るに苦しむるの狀態に在り今や恰も新入募集期に際會せるを以て各位は想を茲に致し適良なる志願者を入所せしむるよう盡力せられんことを望む

參照

- 一、郡設看護婦講習所定員 三十人
- 一、修業年限 二箇年
- イ、入所後三箇月間 學科修業

ハ、爾後九箇月間 實地修業  
 ハ、右一箇年にて第一期修業成績優良なる者は縣の試験を受けて正看護婦の免許状を受くることを得  
 ニ、右試験に及第せざるものは爾後一箇年修業正看護婦たることを得

一、募集人員

二十人

一、募集の切は大正十年九月十五日限り大正十年十月一日入所

三、缺席兒童の出席督勵に關する件

兒童の出席は修學上の第一要件なり郡内小學校兒童の出席狀況は逐年良好に向へるも昨年度に於ける全年缺席兒童は郡内を通じて尙四十六名の多きに上り二百日以上連続缺席者十五名を算する如きは國民教育の振興上頗る遺憾とする所なり此等は主として貧困に基くもの多かるべきも聖代の國民として此の不幸に終らしむるは洵に痛歎に堪へざる所なれば各位特別の御努力に依り此等連續缺席兒童の出席奨勵と貧困兒童保護に關する實行方法の徹底を期せらるゝと共に小學校令施行規則第九十三條の手續に於て遺漏なきを期せられし

四、産業統計調査に關する件

3、繁劇の職務を存せざる者  
 4、統計の趣味を有する者

六、國縣道改良助成に關する件

縣下各地に互り國縣道延長二百九十五里を改修すへき大計劃曩に臨時山口縣會の議決を經本年度以降十箇年度間に於て之を實施すへきこととされり而して我阿武郡内に於て其第一期計劃にあるもの實に萩小郡間及萩三谷間の二線路なりとす其兩線路は何れも郡内横斷の重要線にして地方の發達振興に特別の關係を有するものなるに依て其擴張工事の速成を圖るを以て喫緊の要務なりと信す町村經濟の案配上困難なる事情の存するものあるを仰るも各位能く地方發展の將來を考慮し萬難を排して改良工事の助成に努め速に交通機關の完備を期するに至らんことを望む

注意事項

一、統計調査員指導訓練に關する件  
 二、松陰先生誕生地建碑寄附金の件

高俣村に於ける縣稅戶數割等差議定標準規程

第一條 縣稅賦課規則第三十四條第二項による戶數割賦

經濟政策の根柢たるべき産業統計は時局以來一層重要視せらるるに至りたるを以て之れが調査の正確と迅速を期すべく從來屢々指示注意する所あり然るに其の實蹟に付觀察すれば果して豫期の効果を擧げつゝありや否や疑なきを保せず故に此際一層系統的機關として相互の聯絡を圖り事務の進展を期するの要ありとし今回農商務統計報告規則を發布せられ大に統計調査の完備を期すべく改善する所ありたり各位能く此の意を體し一層の努力を加へられんことを望む

五、統計調査員選任に關する件

大正七年九月本縣訓令第二十七號を以て設置せる統計調査委員の成績良好なるもの勘しとせざるも往々形式に流れ活動の觀るべきものなきの感あるものあるは遺憾とする所なり産業統計の正否は調査員の活動如何に由るもの多し故に農商務統計報告規則第三條に依り新に設置すべき統計調査員の選任につきては特に左記事項參照の上細心の考慮を拂ひ適任者を擧用せらるる様最善の注意を加へられし

- 1、誠實にして勤勉なる者
- 2、公共心ありて且健康なる者



- 課の標準は左記各號の金額を準計したるものとす
- 一、田地所有反別壹反歩に付金六圓
  - 一、全地價百圓に付金參拾圓
  - 一、田地耕作反別壹反に付金六圓
  - 一、畑地所有反別壹反歩に付金壹圓
  - 一、畑地耕作反別一反歩に付金六拾錢
  - 一、宅地百坪に付金參圓
  - 一、其他の土地一反歩に付金貳拾錢
  - 一、有價證券は其利子に當る金額
  - 一、報酬給料等は壹ヶ年分の四分の一に當る金額
  - 一、恩給年金は壹ヶ年分の十分の三に當る金額
  - 一、養蠶業者は蠶量一匁に付金四圓
  - 一、國稅營業者にありては營業稅年額の拾參倍に當る金額但し酒類及醬油製造業者にありては參拾倍とす
  - 一、縣稅營業者配付稅及製造業者にありては營業稅年額の拾五倍に當る金額
  - 一、醫業者の標準額は他の納稅者に較量し之を定む
  - 一、縣稅營業者中職工理髮人にありては執業日數壹日に付金六拾錢
  - 一、荷積馬車(國稅營業者を除く)人力車及日傭稼は執業日數一人一日に付金貳拾錢

- 一、前各號以外の收入にありては其見込總收入金額の半額前項の金額を準計したるもの内より左記金額を控除す
  - 一、年齢七拾歳以上及不具廢疾者にして扶養を要するもの並に年齢拾貳歳以下の家族を有するものによりては其の家族壹人に付金拾圓
  - 一、現役入營者にありては壹人に付金參拾圓
- 第二條 前條の事項中土地は公簿により納稅額は最近納期の稅額に依る其他は區長を以て調査す
- 第三條 土地にして質權又は抵當權等を設置し擔保に供したるものと雖も之を所有者に算入す
- 第四條 標準事項は戶籍の關係に係らず一戸内に居住し經濟を同じくするものは總て納稅義務者に合算す
- 第五條 前各號に依り調査したる各戶の標準額を左表に照し等級を定め其の標準額に依り之を分賦す但分賦計算上錢位未滿の端數は四拾五入の法に依り錢位に止め寄過寄不足を生したるときは拾等以上に於て増減す
- 第六條 前各條により定めたるものと雖も其の家政の現況が前後の納稅者に比し著しく不權衡に失するものは適宜等級を上下することを得

第七條 本標準調査に付ては村長は納稅義務者より屆書を徴することを得其の表示に於て正當と認め難きものは適宜に之を認定するものとす

第八條 本規程は大正八年度後期分より之を施行す

左 表

等級	標準額	等級	標準額
一	三、二三〇	一五	八一〇
二	二、九三〇	一六	七五〇
三	二、六五〇	一七	六九〇
四	二、三九〇	一八	六四〇
五	二、一五〇	一九	五九〇
六	一、九三〇	二〇	五五〇
七	一、七三〇	二一	五一〇
八	一、五五〇	二二	四七〇
九	一、三九〇	二三	四四〇
一〇	一、二五〇	二四	四一〇
一一	一、一三〇	二五	三八〇
一二	一、〇三〇	二六	三五〇
一三	九五〇	二七	三三〇
一四	八八〇	二八	三一〇

備考 標準額四圓以下ノモノハ賦課外トス

二九	二九〇	四〇	一二四
三〇	二七〇	四一	一一〇
三一	二五〇	四二	〇九六
三二	二三六	四三	〇八二
三三	二二二	四四	〇六八
三四	二〇八	四五	〇五四
三五	一九四	四六	〇四〇
三六	一八〇	四七	〇三〇
三七	一六六	四八	〇二〇
三八	一五二	四九	〇一〇
三九	一三八	五〇	〇〇五

自治思想の宣傳歌

地福村長三戸萬年氏は本春晝夜五日間に亘り村内十ヶ所に於て部落民全部を集め村の現状と將來の方針計劃に關して指示又は協議を爲し或は「村たより」を發刊する等地方自治思想の普及涵養に腐心努力せられつゝあるが尙同氏の作に係はる村内各區名を挿入したる自治宣傳歌を村内の各戸に配付せり左に之を掲ぐ

地福村自治宣傳歌



- 一、いくたびも聞きて覺へし教の道  
よるこびなせよ山田魂
- 二、憎からず思ふ村里幸あれと  
祈る店屋にあかねさしけり
- 三、櫻花大和男子のしるしとぞ  
景色を添へよ長谷の川
- 四、しくじるも又起きよとの戒ぞ  
かはる宗原驛となりける
- 五、御苦勞であるが村人いそしみて  
榮を祈る大宮の前
- 六、六々に口もさげざる子供にて  
仇に育てねきよまるにせよ
- 七、七くどいたわこいふを慎しみて  
氣もわかはやし、やたはらはげめよ
- 八、薄利にて多賣せよかし村の爲め  
市井にひさぐもろのあき人
- 九、くくりよく財布の口をしめよかし  
なぐさめひかへかけに買ふなよ
- 十、徳利と思案定めてむだにすな  
鷹の巢知れた五十人生
- 十一、十一句作る苦心も何のため

村の榮を祈るまことろ

□葬儀に關する改善事項

本項は東京に設立せられたる生活改善同盟會が於て調査  
決定せられたるものなり之を斟酌實行すれば民力涵養の  
上にも適切なる事柄と認め茲に載録して参考に資す

一、死亡の通知は親近者に限り、新聞廣告は簡畧を旨とし  
し妄りに多數の名を連ね又は幾通りにも之れを爲さ  
ざること  
近來餘り恠愆でない人の死亡通知を受けることが多  
くなつて來ました通知のつた以上は、會葬をする  
なり、香奠悔狀を差出すなりしなればならず、尠  
からぬ迷惑を感じて居ります。故に死亡の通知は成  
るべく親近の間柄の人だけに止めたいと思ひます。  
又近來死亡の際新聞紙に尨大なる黒枠廣告をなし  
之れに多數の親戚や餘り親密でない知名な友人の名  
を連記する事が、益々盛に行はれて來ました。併し  
ながら此の如き事は、徒に虚榮を衒ふ嫌がありませ  
から成るべく簡畧にし、喪主以外は少數の特別關係  
者に限りたいと思ひます。同様の趣旨で同一新聞に  
幾通りもの廣告を出す事も無意義であります、から

二、關係者相互協議の上と通りに止めたいと思ひます  
靈前の供物は質素を旨とし香奠は香料の實費に相當  
する位の少額に止めること  
靈前の供物は哀悼の誠意を表する爲めのものである  
ことは申す迄もありませぬ。然るに今日は往々其の  
本旨を忘れて、徒らに見榮を張ることにばかり傾き  
之れか爲め尠からぬ手數と費用を要します。よく考  
へて見ますと、彼の商人の手に成つた立派な花輪よ  
りも、庭前自裁の草花一枝を手向ける方が何程眞情  
が籠つて居て善いか知れませぬ。故に今後は成るべ  
く左様な虚飾は一切之れを廢める様に致したいと思  
ひます。随つて放鳥の如きも、徒に多數の費用と人  
手を要する割合に意義のないものでありますから、  
宜しく廢止すべきであります。又香奠の如きも香料  
の實費に相當する位の額に止むべき等のものである  
のに、近來は其の本旨を忘れて多額に上り、三圓五  
圓は普通で往々幾拾圓に達する例さへあります。殊  
に先方の身分が高いと不相應な多額の香奠を贈らな  
ければならぬ様に考へるものもありますが、此の如  
きは誤解の甚しいものであります。兎に角此等の習  
慣の爲め雙方共尠からぬ迷惑を致して居ります。故

三、通夜は親近者に限ること  
近來は死者があるに餘り親しくも無い人までが幾晩  
も御義理一遍の通夜をする風が行はれて來ました。  
ろの爲め多人數に對する酒食の設けもしなければな  
らず、喪家を煩はす事一通りでありませぬ。故に雙  
方の迷惑でありますから通夜は成るべく親近者だけ  
に限りたいと思ひます

四、出棺並儀式の時刻は必ず之れを勵行すること  
都會地では近來大分出棺並儀式の時刻が正確に行は  
れるやうになつて來ましたが、或地方に參りますと  
まだ一般には勵行されて居りませぬ。甚だしいのに  
なりませすと一時間以上二三時間も、定刻から後れる  
やうな例も珍らしくありませぬ。會葬者に取つて甚  
だ迷惑な事でありませぬ。これは畢竟葬儀係の不注意に  
よることありますから、係員は豫め準備を整へて  
置いて苟も定刻に後れない様に致したいと思ひます  
五、葬式の前後の食事及齋は出来るだけ質素を旨とし親



族並葬儀係等に限ること

地方によつては一般會葬者に對して齋を出す風習が行はれて居りますが、之れが爲め多額の費用と手数を要するばかりでなく、衛生の上からも餘り感心した事ではありません。加之齋及葬式の際の食事は種々の弊害が伴つて喪家を煩はす事尠くありませんから、其の範圍を親戚並葬儀係等の少數者に限る様に且つ出来るだけ質素に致したいと思ひます

六、葬式には一切酒類を用ひざること

葬式の食事及齋に酒を出すことは、今日普通になつて居ります。飲酒すれば自然酩酊して不謹慎な振舞をするものも出来、家人の憂愁に對し甚だ同情を缺くことと成ります。故に今後葬式の場合には一切酒類を用ひない事にし、嚴肅を保ち哀悼の誠意を表するやうに致したいと思ひます

七、途中の葬列は之れを廢止すること

都會地に於ける葬式には近來葬列を廢する事が段々行はれて參りましたが、或地方に於きましては依然として舊い型に従つて、長い葬列を作つて徐行する事になつて居ります。之れが爲め時間を要する事が自然多くなり、且つ通路の妨げになる事が尠くあり

ません。要するに途中の葬列は多忙な今日の時代には相應しからぬ風習でありますから之れを廢する事を至當と思ひます。

八、葬式並に之れに代る告別式の時刻は成るべく會葬者の多數に差支なき時間を選ぶこと

葬式並に告別式の時刻は、成るべく會葬者の多數に差支なき時刻を選ぶ様に致したいと思ひます。世の中が段々繁劇を加へ夫々定まつた勤務時間がある今日、殊更この事が必要であります

九、葬式は嚴肅を旨とし簡短にすること

葬儀の式は最も嚴肅に且つ鄭重に施行せねばならぬこと勿論であります。今日の實際を見ますと多くは煩瑣な形式に拘泥して、無意義に時間を徒費し會葬者に迷惑を與へて居ります。故に出来るだけ嚴肅に成るべく簡短に致したいと思ひます例へば一般會葬者の焼香は、成るべく短時間に多數者になし得られる様設備するか、又は一齊に起立して代表者に代香を依頼し或は幾通りもの吊辭は之れを省略する如きであります

一〇、葬式の出菓子並に之に類似のものを廢すること

地方によりますと、葬場で出菓子と稱へて會葬者に

菓子の包みを頒つたり、之れに類似の物を配布する風があります。斯様な風俗は徒に喪家の失費と手数を増すばかりで何の効益もない事でありますから、斷然廢める様に致したいと思ひます

一一、香奠返しを廢すること

香奠は死者の靈に對して、哀悼の誠意を表する爲めに靈前に供へたものでありますから之れに對して遺族から返へしを受ける理由はありません。殊に第二項に於て述べました通り、香奠は香料の實費に相當する位の金額に止むべきでありますから尙更之に對して特に返しを贈る必要はありません。故に今後は一切香奠返へしを全廢したいと思ひます

學

事

第十九回游泳講習會

一、概況

本縣教育會並本郡教育會聯合主催第十九回游泳講習會を八月二日より二週間萩町菊が濱に開催す二日は雨天につき午前十時萩中學校内に於て開會式を舉行す岩田

萩中學校長外來賓五名出席會員三十餘名植野視學の開會の辭岩田信國兩校長の祝辭ありて閉式す、當日は波浪高きため實習を行はず三日よりは天氣快晴海上波穩かにして毎日小人組は午前九時より十一時まで大人組は午後一時より三時まで實習をなし講師並切手の懇篤なる指導と講習員の熱誠なる練習により成績の進歩著しきものあり

同十五日午前九時終了式を舉行す來賓岩田、齊藤、高村、信國各學校長、海軍將校新聞記者有志者十六名植野視學學式を告げ岡村會長より十日以上の出席者山口高等商業學校生徒藤田長平外五十九名に終了證書を授與し植野視學の経過報告に次て岡村會長の挨拶及長本縣教育會長の式辭を代讀し大浦講師の誨告來賓内田一心氏及栗屋海軍中佐の祝辭岸田講習生總代の答辭ありて閉式後直ちに競技に移り各班の競泳講師の模範游泳足撃基本、蓮華立泳講習生の御前泳、水書人馬、水爪取飛込等各種の泳法ありて正午終了優技者に夫々賞品を授與せり

今回の講習に當り萩中學校々友會は多額の經費を支出して設備万端に多大の援助を寄せられ同校井村教諭三論書記明倫校訓導上利祥介同金子精一萩中卒業



生篠原智雄同校生徒澁谷辰の諸氏は助手又は事務員として多大の盡力をせられ豫期以上の好結果を見るを得たるは主催者の感謝に堪へざる所なり

二、講習出席状況

學 校 名	入會申出者		證書受領者(十日以上)
	出席者	出席者	
山口高等商業學校	一	一	一
第五高等學校	四	四	二
萩中學校	九	六	五
萩商業學校	一	〇	〇
青年團	五	八	二
計	一八	一九	八

學 校 名	入會申出者		證書受領者(全上)
	出席者	出席者	
明倫小學校	一	四	三
椿東小學校	六	五	二
椿西小學校	八	六	三
計	一五	一五	八

成績状況

成績種別	大人組		小人組	
	最初	最終	最初	最終
甲	一八	一八	〇	一〇
乙	一〇	二〇	二	二
丙	二	一	二	一
丁	〇	〇	二	一

三、證書受領者

- 山口高等商業學校生徒  
藤田 良平
- 萩中學校生徒  
内藤 貫之  
井上 亮介  
松浦 正  
岩田 貞夫  
瀨川 洋  
平田 保雄  
田中 誠
- 澁谷 辰  
益田 篤士  
栗屋 昇  
上田 光雄  
田村 季雄  
中村 十郎  
田邊武二郎
- 中村 重藏  
阿武 悌甫  
山本 馨  
平田 光雄  
櫻井平八郎  
津森 剛  
田村 豊

京都武德會主催青年体育大會出席者

八月五、六の二日に亘り京都武德殿に於て演武大會開催せられ本郡より選抜したる青年左記七名は武道教師早川要氏に引率せられ上京出演せり

- 個人 の 部
- 吉部 村 竹重 光雄
  - 地福 村 領家 利男
  - 高俣 村 棕 以忠
  - 萩 町 川村 嘉一郎
  - 全 北村 市太郎
  - 大井 村 藤田 十郎
  - 生雲 村 田中 一夫
- 団体 の 部

愛知武德會支部と試合の結果一七對二九の比を以て勝利に歸したり

東宮殿下御歸還奉迎の青年

皇太子殿下に於かせられては、本年三月三日横濱埠頭御

- 馬來 誠
- 萩商業學校生徒  
岡村 清作 河上 正吉 住永 明介  
光國 清作 荒瀬 帝一
- 明倫小學校児童  
黒瀬 太郎 河野 三郎 大谷 旭
- 椿東小學校児童  
前田 長一 岩本 音熊 河村 美一  
久芳 清治 福永 善吉 武久 正人  
大村 武一 久芳 時郎 貞本 信雄
- 堀 幸夫 岡武 太郎 土屋 秀雄  
石井 武清 柴田 太郎 桂 良典  
福鳥 克己 佐々木忠夫 波多野光雄  
中村 稔 河村 一雄 小田 武雄  
石井 武清 友森 美政 福永 清一
- 椿西小學校児童  
吉村 猛 伊藤 末吉 石丸 良一
- 以上小人組



解纜萬里の波濤を越わさせられ、歐州諸國を御見學の上  
 來る九月三日 御歸朝あらせらるゝにつき、全國各郡市  
 青年團は各代表者を派遣して奉迎の誠を捧ぐることをせ  
 るが本郡及縣内各郡市より派遣の代表青年氏名及其の他  
 左の如し

郡市	代表團	團員	代表者	氏名
大島	一二一四二二	麻野	秀雄	兒玉 榮治
玖珂	三五四六五四	吉中	茂	江藤 眞三
熊毛	二六二二一五	山本	武彦	守田 時介
都濃	三三三二一六六	境	仲弑	石田 辯治
佐波	一七二七二八	小田	眞雄	玉尾 頼熊
吉敷	二〇二二二六〇	津島	長太郎	織田村市郎
厚狭	一六二九三一	上田	茂見	藤河 清市
豊浦	三〇四五六〇	岡村	團一	大木 政一
美禰	一三一四三八	吉村	靜輝	岡崎 仁平
大津	九二九二八	脇坂	九郎	岡本 慶輔
阿武	二七三九三九	守永	元一	藤井 裕捷
下關	一四七〇〇	新山	俊一	和田 孫一

因に帝國在郷軍人會阿武郡聯合分會よりは陸軍歩兵中

佐竹内升藏氏(萩町分會長)代表上京した

兵 事

大正十年度陸軍簡閱點呼  
 參會者成績

大正十年度陸軍簡閱點呼は七月二十一日篠生村より開始  
 せられ八月十日山田村を以て全部終了せり執行官及附屬  
 下士の氏名左の如し

執行官山口聯隊區司令官歩兵大佐 相良 憲太  
 附屬下士 陸軍歩兵曹長 岡田 三吉

點呼場の設備及參會者の服裝動作學科の應答等概して講  
 評良好なりし之を形而上に顯はれたる數字を以て昨年と  
 比較するに軍服の着用者及不參者の百分比左の如し

年次	軍服着用者	不參者
大正九年	六九、六	〇、九〇六
大正十年	七一、八	〇、七〇七

以上の如き好況は町村に於ける當事者の幹旋と在郷軍人  
 分會長の盡力與て其の功大あるを認めらる

本郡嘉年村分會は昨年の簡閱點呼に於ても全員軍服を着  
 用し一致協同の美風特に見るべきものあり本年六月三十  
 日帝國在郷軍人會長より左の如く表彰せられたるに依り  
 点呼當日小學校に於て表彰式を舉行し山口支部長相良大  
 佐之を代讀せられ阿武郡獎武會長岡村郡長又祝辭を朗讀  
 せられたり  
 本年度に於ける軍服着用者及不參者百分比町村比較左の  
 如し

町村名	百分比	順位	町村名	百分比	順位
佐々並村	一〇〇、〇	1	福賀村	〇、〇〇〇	1
福賀村	一〇〇、〇	2	嘉年村	〇、〇〇〇	2
嘉年村	九八、四	3	三見村	〇、一五六	3
奈古村	九六、二	4	明木村	〇、一八一	4
三見村	九六、〇	5	福川村	〇、二九七	5
彌富村	九五、四	6	川上村	〇、四〇〇	6
福川村	九四、六	7	佐々並村	〇、四三四	7
明木村	九四、五	8	奈古村	〇、四五〇	8
吉部村	九一、九	9	彌富村	〇、四五九	9
小川村	八八、六	10	見島村	〇、四八三	10

高俣村	八八、四	11	地福村	〇、四九〇	11
宇田郷村	八五、四	12	篠生村	〇、五一九	12
紫福村	八五、二	13	德佐村	〇、五三二	13
橋東村	八一、六	14	六島村	〇、五七一	14
須佐村	七九、三	15	椿川村	〇、五九五	15
田萬崎村	七五、八	16	小川村	〇、六六六	16
川上村	七四、〇	17	田萬崎村	〇、六九五	17
大井村	七三、八	18	宇田郷村	〇、八〇六	18
山田村	六九、一	19	椿東村	〇、八四八	19
六島村	六四、二	20	生雲村	〇、八八二	20
地福村	五六、八	21	紫福村	〇、九〇八	21
椿生村	五一、一	22	吉部村	〇、九一九	22
篠生村	五〇、六	23	大井村	〇、九九〇	23
生雲村	四四、八	24	須佐村	一、〇〇〇	24
德佐村	四三、一	25	高俣村	一、一五九	25
秋田町	三一、二	26	山田村	一、二〇〇	26
見島村	二九、八	27	秋田町	一、四四〇	27

海軍簡閱點呼狀況

大正十年度海軍簡閱點呼は八月十日阿武郡役所内郡會議  
 事堂に於て執行せらる執行官其他の氏名左の如し



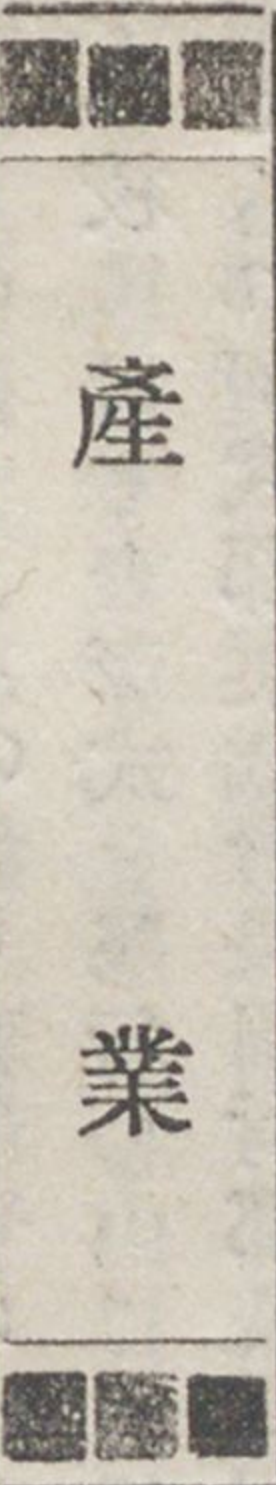
執行官 海軍少佐 植松 秀茂  
 附屬 海軍主計兵曹長 辻 信太郎  
 全 海軍一等兵曹 柳林 忠輝  
 全 海軍一等主計兵曹 河合 豊美

當日參會を合せられたるもの五拾名其の内所在不明二名無故不參壹名にして參會者四十七名なり点呼の成績概して良好なりしも善行章を許り附着せしもの及履歴表なきもの等ありしは遺憾なりし

軍事救護

現役兵留守家族にして軍事救護法に依り今回救護評可せられたるもの左の如し

阿武郡椿村 大山 金穂  
 大正十年七月一日より生計扶助として一日金參拾錢給與  
 阿武郡彌富村 林 甚吉  
 大正十年七月九日より生計扶助として一日金參拾錢給與



阿武郡稻作模範田の設置

本郡は昨年度郡内十ヶ村に亘り設置したる郡保證付多收

作模範田の好成绩なりしに鑑み本年度に於ては別表參考資料に示す如く二十七ヶ村に亘り一反歩宛の模範田を設置して保証栽培せしめ大に多收作の奨励に努めんとす各町村に於ける擔當者左の如し(參考資料參考)

阿武郡稻作模範田擔當者	
萩 西山 權藏	吉部 山中 要吉
椿東 中原 太八	福川 中原 長熊
山田 宗村 貞一	紫福 金子 俊介
山縣 卯助	大井 阿武 與市
植村伊勢松	奈古 小田 藤吉
原 房熊	宇田郷 寅竹 大次
中村熊二郎	福賀 中野 傳吉
木村 三穂	須佐 仁保 福穂
河村 久吉	彌富 兒玉 勘一
磯川 勘市	小川 大賀權右衛門
藏田 作一	田万崎 宮内 只助
杉 好雄	六島 濱野 松藏
中野 勘市	見島 左野 岩松
大田 系輔	

町村稻作模範田設置  
 本郡に於ける稻作模範田に倣ひ郡内町村若は町村農會に於て設置したる稻作模範田の擔當者左の如し

椿東村

部落名 擔當者氏名  
 字前小畑 阿武八郎左衛門

三見村

區名 氏名  
 藏本區 景由 萬藏  
 全區 阿部 甚藏  
 區名 氏名  
 全區 景由 卯三郎  
 木村 惣吉

明木村

區名 擔當者氏名  
 新切 山本伊右衛門  
 矢代 山根 初五郎  
 小野山 永田 友一  
 惣田 河野助右衛門  
 區名 擔當者氏名  
 古戰場 堀 岩松  
 横瀬 山本光三郎  
 管蓋 神崎 兵藏  
 笛吹 阿部 千太郎

原市 木原 榮助  
 阿部 金熊  
 藏屋 岡村 榮太郎

大字生雲西分

宇田野 寺山 義熊	宇田野 西村 寛人
細坂 廣吉	佐伯 林之助
寺山 今治	寺山 福丸
山田 憲郎	寺山 茂三吉
藤下 安市	石光 勇之進
齊藤 壽夫	山本 善二郎
寺尾 與三	澄川 米治
西村 忠藏	福江 猪助
寺山 榮一	福江 美雄
寺山 金熊	田中 太市
福谷 米吉	桑原 與太郎
寺山 幸吉	桑原 利助
佐々木市熊	高橋 實太郎
田中 嘉代一	寺山 實右衛門
笹田 淺吉	田中 清五郎
細板 光吉	















四、巡航展覽會

山口縣水産組合主催に係はる巡航展覽會を須佐村に於て開催を求め之れが共鳴幹旋に務め一般業者の縦覧に供す

五、漁船々長簡易講習

八月一日より五日間水産組合と協同し阿武郡役所に之れを開く

講師 山口縣水産試験場技師 竹田重雄

方法 簡易なる講義録により航海術運用術及海上衝突豫防法を講演し裨益する所多大なり

六、副業奨励

須佐村設竹細工講習會(九月中十日間)煙瀉漁業組合員新谷貞穂を出席せしめ奨励として金五圓交付す

七、天草漂白指導

椿郷東分村を中心として産出する天草は漂白の方法劣拙にして素質を減耗すること多大なるを認め之れが指導に努む而して成績品を試験場及水産組合に送致し批評及評價を求め之れを當業者に指示せり

八、一本釣競技會

開催地 宇田浦 開催月日 九月十三日 參加漁補 須佐、尾無、木與、奈古浦、宇田、煙瀉、計六

參加人員 九名 釣料 小蝦

漁場 宇田島より北東約四分三厘の点

乗込方法 抽籤により三人宛三隻とす

漁獲物 五十三尾 四圓四十二錢 最高(九尾)六十錢 最低(四尾)三十錢

入賞者 六人

審判員 山口縣水産試験場 竹田重雄 阿武郡産業技師 竹田津五十馬

講評要領 這般の競技會は郡内各浦の當業者を網羅し多數の參會者を得たるを欣ぶものなり而して參加者中漁場を熟知せる向と又不案内の向とあるべく加ふるに漁場を一定すること困難なり従つて漁獲尾數に多寡甚しきも七年の成績に鑑みるに優良なりしは夙に各位が不斷練習に努めたる結果なりと認む將來益々技術の練磨漁場の開拓漁具漁法の改善に格段の研究あらんことを望む云々

九、漁浦巡回講演會

漁浦改善の目的を以て郡内六ヶ所に於て巡回講演會を開催す其の状況左の如し

記

三、運搬時間の遞減に務むること

四、運搬は毎に晴天にして取扱に注意すること

一一、見島避難港修築調査

一、調査費の寄附八月二日修築調査費本年度に屬する分金千圓を取纏め納付す(本會負擔五百圓)

二、基準調査 八月三日日本縣小畑技師及櫻井技師見島へ渡航し調査に要する諸器械の添付場所及格納庫等の建設場所等を調査せり

三、調査着手 九月中波力計、驗潮器、風力計、風位器等の添付を了し十月一日より縣職員一名滯島し目下調査中に屬す

部 落 農 會

農業の生産を増加し農家の収益を増進して農家經濟の改善生活状態の向上を圖らんが爲には技術上、經濟上社會上の各方面に亘りて改良を實行してはななければならぬ業務が數限りなくあつて而かも是等の改良すべき業務は相互に密接の聯關を有してをり甲の業務の改良を行ふても乙丙丁の業務の改良が同時に行はれなければ其の効果は現れずして甲の業務の改良が無意味に終つてしまふのでありますこのが農事改良の充分に普及實行せられざ

九月四日	六島村大島藏海軒	六五人
全	椿郷東分村越ヶ濱中善寺	一五〇
全	大井村浦公會堂	八〇
全	奈古村浦了雲寺	七〇
全	宇田郷村浦興昌寺	九〇
全	須佐村浦法隆寺	九〇
計		五四五

講師 三見村 山中貞七

阿武郡産業技師 竹田津五十馬

講演の要領 大正九年十二月二十五日發行郡報第五十二號記載

一〇、漁釣料運搬試験

試験回数 五回(四月六日より五月五日迄)

試験に供せし種類及數量 一、虫九、三四〇匹(四回)ちりり六、八九〇匹(二回)さどら虫一斗(一回)

成績五回中成績良好なりしは僅かに二回なりき試験の結果に依るに大体左記の件特に注意を要すべし

一、採捕に際し劑を付けざる様丁寧なること  
二、活養充分なること但しい、虫、さどら虫に限る



る原因の一つであつて獎勵の局に當る人々も實行の側にある農家の方でも其の邊の考慮が足らざる爲に折角或る業務の改良を一生懸命に獎勵し又實行しても其の効果は更にあがらず利益は少しも現れないといふような結果になり農家をして獎勵せらるゝ農事改良の業務に信用を拂はざるようなことになるのである之に加ふるに農業の實際上の業務は單に學理の示すところによりて一定不變なる方法手段を取り得るものにはあらずして學理を柱骨としたる地方化したる實際的手段方法によりて實行せられなければならぬのである例へば米作の法にしても一村否一部落毎に其の地方の状態に適合したる栽培方法を案出して夫れを部落の各農家が實行することになすようにせなければならぬのみならず若し其の部落にても砂質地と粘質地があり又は乾燥地と濕潤地とがあれば夫れ夫れ各別に栽培方法を決定せなければならぬ肥料の種類施肥の方法家畜飼養の方法果樹栽培の方法副業獎勵の方法等より農家經濟の處理法町村農會の活動方法産業組合業務經營の方法等に至るまで總てしかあるべきであつて一郡一縣を一樣の杓子定期的に律する所謂統一なる美名による千篇一律の實行方法が農事改良事項の實行普及を圖るが爲には最も支障ある惡組織であるのである

されば農事改良事業の普及實行を徹底的ならしめんと欲せば一面に於ては相互聯關したる各事業を同時に併進實行なすことに努めると共に其の地方の小區域を根基としたる實際的の實行方法を決定なすことに力をつけなければならぬが又一面に於ては其の實行すべき各事業の種類や順序と其の實際的實行方法を決定して之と其の區域内の全體の農家の普遍的に實行せしめ其の効果を發揚實現せしむることに努力するところの組織を必要とするので島根縣農會が十年一日の如く繼續獎勵をなしをり殊に今回更に其の施設に向て大なる獎勵を加へんことを各郡農會に向て要望なしつゝある部落農會の組織は前述したる目的を達成するが爲に極めて必要なる機關にして町村農會技術員の熱誠なる活動と相俟つて農事改良に關する獎勵事項の實行を普及徹底せしめ農家の生産を増加し農家の收益を増進し進んで農家經濟の改善生活状態の向上を圖るが爲に是非共各地方に於て設立活動せしめなければならぬ組織なのである

今左に島根縣農會が發表したる部落農會設立の趣旨設立綱領設置規程準則を示すこととすべし

▼部落農會設立の趣旨

農事改良に關する獎勵事項の實行を農業者に向つて普及

徹底せしめて其の効果を實揚實現することは之を生産増殖の上より見るも將又農家經濟改善の上より見るも極めて緊切なることにして農會の最も努力せざるべからざる任務に屬すと雖も最至難至煩なる業務にして其の効果を發揚し成績を顯著ならしむること決して容易ならざるが故に此の方面に對する施設獎勵の往々して忽緒に付せらるゝの觀あるは洵に己を得ざることなりと云ふべし島根縣農會が町村農會技術員を設置して農業者の爲に諸般の利便を與へ或は農事改良事業を指導獎勵するの任に當り或は共同作業を斡旋補助するの任を盡して彼等の師友たると同時に公僕たるの職責を全ふせしめんことを期すると共に他面に於ては小區域に於ける農業者の集團組織なる部落農會を獎勵し之を郡町村農會技術員が自己の任務を遂行すべき單位となして徹底的の努力を致し以て農事改良事項の實行を普及せしめ生産の増殖農家經濟の改善を實現せんとするの方策を多年連續的に實行なし居るは其の期待するところ實に農會の最も力を盡さざるべからざる而も至難至煩なる任務を完全に遂行せんと欲するにあるなり

されば町村農會技術員の設置と部落農會の組織とは恰も車の兩輪鳥の兩翼の如く兩者相離るべからざる密接の聯

鎖を有し兩者の合致したる連續的活動によりて此に初めて農事の改良發達に關する獎勵施設を農業者に徹底せしめて生産の増殖農家經濟の改善を實現し農業者の福利を増進するに至るべきものなるを以て農會當時者は深く思を此の點に致し兩者の活動發達に向て主力を集中せられんことを要望するものにして今回部落農會設立綱領、町村農會部落農會設置規程準則部落農會規則約章を發表せられたるは現時國家の狀態に鑑み農村實力の充實を完成せんと欲するが爲なり

▼部落農會設立綱領

- 一、農事改良事項の實行を普及せしめ其の効果を徹底せしめんが爲町村農會は部落農會設置規定を設け部落農會の設立及其の活動を獎勵するものとす
- 二、部落農會は小部落を單位とし區域内の農業者を以て組織するものとす
- 三、部落農會は農事改良實行事項を決議して會員をして之を實行せしむるものとす
- 四、部落農會は前項の實行成績を調査し之を町村農會に報告するものとす
- 五、部落農會に於て決議實行すべき農事改良實行事項は漸進主義を取り易より難に及ばし簡より繁に移るを要



す又徒らに其の敷を多くすることをなさずして決議したる事項が全會員に普遍的に實行せらるることを期すべし

六、部落農會の農事改良實行事項は生産的社會的經濟的教育的の各方面に亘るべきものにして農事改良の効果を徹底的ならしめ農業者の福利を増進するが爲には部落農會の設立及其の活動は農村に於て缺くべからざる施設なりとす

七、部落農會は會員たる農業者をして農事改良事項を實行せしむるの機關なるを以て會として自ら事業を執行するは望まじからざることなりとす

八、部落農會の區域は小部落によるにあらざれば其の目的を貫徹する能はざるものなるを以て從來大字の如き比較的廣汎なる區域によりて部落農會を組織しをるものは之を更改するを要す

九、部落農會の名稱は從來より設置のものに限り他の名稱(支部會支農會區農事改良組合實行組合の類)を妨げずと雖總て何々町村農會何々會又は何々組合と稱して必ず小部落の地名を冠し第一第二の如き稱呼を冠すべからず

十、部落農會々々長委員等に支給する手當及部落農會事務

取扱に要する經費は必要に應じ町村農會より交付するを可とす

▼何部何町村農會部落農會設置規程

第一條 農事改良事項の普及を圖り其の効果を徹底せしめんか爲部落農會を設置す

第二條 部落農會は左の區域により設置し區域内に居住する農業者を以て組織す

部落農會名	區域
、、部落農會	、、、、
、、部落農會	、、、、
、、部落農會	、、、、

第三條 部落農會を設置せんとするものは區域内農會員の同意を以て規約を定め本會の承認を受くべし

第四條 部落農會には會長一名副會長一名を置く前項の外若干名を置くことを得委員の數は規約を以て定むべし

第五條 會長副會長は會員中より選舉し委員は會長之を選任し本會の承認を受くべし

會長副會長及委員の任期は町村農會役員の例に依る會長副會長及委員は名譽職とす但し必要に

應し手當を支給することを得

第六條 部落農會は毎年二月總會を開き翌年度に於て實行すへき農事改良實行事項及實行方法を決議し本會に報告すへし總會に提出すへき農事改良實行事項及實行方法は豫め本會に協議し承認を受くべし

第七條 部落農會は必要に應じ隨時集會を催し實行方法に關し協議するものとす

第八條 總會に於て決議したる農事改良實行決議書を作成し會員一同記名捺印するものとす

第九條 部落農會は毎年五月三十一日限り前年度の農事改良實行事項成績報告書を本會に提出すへし

第十條 部落農會の經費は必要に應じ總會の決議を経て會員より徴收することを得總會に提出すへき經費豫算は豫め本會に協議し承認を受くべし

部落農會が規約を變更し又は農事改良實行事項及實行方法を變更せんとするときは本會の承認を承くべし

廣島縣甲奴郡部落農區規約

第一條 本農區は町村農會に隸屬し教育勅語戊申詔書之御旨趣を奉體し隣保相助和衷共同以て互の福利を増進家業の振興を圖るを目的とす

第二條 本農區は左の事業を遂行す

- 一、郡町村に於て定められたる産業是の實行に伴ふ各戸の計劃を立て遂行する事
- 二、米麥種子の共同採種を行ふ事
- 三、稼穡の際は共同作業を爲す事
- 四、産業組合の發展を期する事
- 五、蠶業組合を組織する事
- 六、不用地の利用に務むる事
- 七、農作物害虫病驅除豫防を共同施行する事
- 八、副業種類は可成共通する事
- 九、春秋二季里道の修繕を共同施行する事
- 十、勤儉貯蓄に努むる事
- 十一、清潔法の勵行に努むる事
- 十二、納税を怠らざるに努むる事
- 十三、互に子弟の教育に注意し其不行爲ありと認めたるときは勸告に努むる事



十四、人事は日増篤行する事  
十五、區長の指揮を遵行する事  
十六、其他必要な事業

第三條 本農區に左の役員を置く

農區長一人 相談役 若干人

第四條 役員は區員中より選舉す其任期は何ヶ年とす

第五條 役員には別に手當を給せず但し區員申合の上家業の手傳を爲すことあるべし

第六條 區員は本規約を守るは勿論農區長の指揮に従ふ義務あるものとす若し之に違背し或は區の平和を亂る者あるときは區員協議の上相當の制裁を附するものとす

第七條 農區長は相談役と協議若は區員の意見を聞き或は自己の意見を以て區の目的を達する爲又事業遂行の爲區員を指揮監督し其他相當の處分を爲す權義あるものとす

第八條 本規約遵守實行するの誠意を表する爲區員は左に署名捺印す

附 則

本規約書二通を作り一通は町村長に提出し一通は農區長に於て保存するものとす

を付て申し上げ度いと思ひます  
本組合は創立日尙は淺く是れを時代より分類致しますれば未だ創業時代の域を脱せないのでありますが本組合の事に關しては世上往々にして説をなすものがあります、それは何んな説であるか即ち本組合が出来たが爲めに炭價は格外なる騰貴を來しのみならず燠炭即ち「くすり炭」が益々多くなつたと云ふの一事であります、是れは消費者に於て往々耳にする事があります、是れは實に謬見の甚だしきものと言はざるを得ないのであります  
何んとならば從來よりの製炭法の歴史を調べても又文化に伴ふと技術の進歩發達の上より之れを見るも微細なりと雖も炭質の向上しつゝあると云ふことは蔽ふべからざる事實の證明する所であり、總て物事と云ふものは一朝一夕にして改廢し得べからざる事は理の示す所であります  
又佻装であるとか量目であるとか荷票を付するとか云ふ面倒を見るから炭價が騰貴すると言ひますが是れは或程度迄若干の騰貴と云ふ事は認め得らるゝのであります、然しなから凡そ物事を改良發達して行く上に於きましては一方に得んと慾すものがあつたらば必ずや他方に於て多少の犠牲を拂ふべき事は實に止むを得ない事であり

福岡、大分各縣林業視察狀況

阿武郡産業技手 森 下 長 男

私は去る三月中旬福岡縣大分縣の二縣下へ林業視察に参りまして北部九州の一部に於ける林業狀態及特に杉挿木造林並に白竹林の視察をなしたるのであります、視察の行程を順序よく終了致しまして茲に其の概要の一端を申し上げざるを得ないを甚だ光榮に存じます  
先づ私は福岡縣の入口である門司、小倉、若松の三市場に於て林産物の移出入の調査をなしたのであります、此の三市場に於きまして特に私の愉快に存じましたのは防長二州産の貨物が相當多數を占め且つ亦好評を博しつゝあるつゝ信用を勝ち得てゐるの一事であります、木材殊に杭木材に於きまして調査せる結果に依りますれば前述三市場に於きまして防長二州産のものが福岡縣輸入額の約六割一歩強を占め防長木炭に於て五割六歩強を占めており而も相當の信用を博しつゝあると云ふ事は山口縣民の爲め最も快しとする所であらねばならないと同時に本縣の林業界の前途や實に洋々たる感に打たれるのであります

私は茲に九州の一部市場に於ける防長木炭の信用の程度に付て申し上げましたが序を以て防長木炭同業組合の事

まして之れ亦必然の結果であらねばなりませぬ  
是れを要するに二兎を追ふものは一兎をも得られないのであります、殊に昨年末でありましたか都内の一局部に於きまして防長木炭は炭質劣悪にして炭價高貴なるを以て縣外品(石州炭)を購入して防長木炭は使用せないと云ふ説が流布せられたのであります、斯る説をなすものがあるに至つては實に言語同斷の語であります、何とならば交通の頻繁なる交易經濟時代の今日に於て經濟に國域の無い事は明白なる事實である、斯る前提事實を有しなから斯る説をなすものの中や實に憐むべきものがあり、斯る經濟に國境なき今日に於て獨り防長木炭が品質劣悪にして而も高價を保ち得べき理由が存せないのであります  
今や木炭の騰貴と云ふ事は或程度迄炭材の缺乏と需要の擴大と言ふ事を加味した世界的の事實でありまして獨り防長二州に止まらないのは誠に明白の理であります、若し縣外品を購入して有利であると言ふ人があるならば大に購入すべしである、決つてそれは有利ではないのであります、交易經濟時代の今日に於て他の市場に於て信用を博しつゝある防長木炭は坂神地方なり九州方面なりへせし／＼捌けて行くのであります、斯るから防長木炭界の



爲めに苦痛でも無ければ何んでもありません、次に私は福岡地方で本縣に比して將つてれるのは林業に限らず一般産業に於ても集約である一事であります、即ち資本集約でもありますれば労働集約でもあります、此の集約と言ふ事は必ずしも有利なりとは断ずることは出来ませぬ、是は土地報酬漸減の方則に照すも明かであり、此の間の消息をよく理解して土地に合理的なる作業を施して收穫を多く擧げつゝあると言ふ事は經濟的の理智に長してゐるに外ならぬのであります

次に私は石炭と密接の關係を有してれる抗木材の市況並に一般木材界の市場に於ける状況及び將來の市況見込の調査をなしたのであります、戦後我が國の經濟界は豫想外に急激な變調を來たしまして諸物價は下落するし金融は硬塞し甚しきに到つては銀行の破産問題をさへ惹起するに到りまして各種市場は滞貨に滞貨を重ねまして恰も眠れるが如き不活潑な状態を呈したのであります

此の間に於きまして石炭は下落を重ねまして企業熱に驅られて設立したる會社や其の外資金の貧弱なる小會社は破産や休業の止むなき状態を呈したのでありますので現在筑豊二ヶ國に於きましても會社の三分の一は休業の状態を呈して居るのであります、此れに反して三井三菱

係の大會社は返つて優良なる職工を得て從來に培加する採炭能率を増進致しまして大正十年は兩期共に前年に比しまして採炭額は減少をせざる有様であります、採炭の生命である抗木材の前途は樂觀は計さなくとも決つて非觀せんでも宜しいと云ふ有様であります

而して一般木材界も前申上ました通り他の財界と同一の運命に陥つたのであります、我が國の現状否な少くとも世界の現状より見るも林産物は漸次減少の状態を呈しつゝ在るのであります、然らば缺乏の状態であるものが何故に下落したのであるか甚だ當を得て居らない感に打たるのであります、決つてを以て居らないのであります、是れ畢竟金融硬塞の結果に基くのである、即ち金融硬塞の結果は取引の圓滑を缺いた其れが爲めに自然下落でありまして決つて生産過剰ではないのであります、現に北九州の間屋筋に付て調査した結果によりますと品物は極荷薄であるが、必しも取引が行はれない近時は大分軟化したと言つて居る是れを見ても明かに品薄であると言ふ事は證明されるのであります、斯くの如き状態でありまゝから木材界の將來は大体に於て樂觀して宜しいのであります、然れども時期に依りましては一高一下のあると言ふ事は是れは止むを得ない經濟現象であります

すが唯其の指數に於て騰貴することは充分認め得らるゝのであります

次に私は福岡縣浮羽郡及び大分縣日田郡に於きまして杉挿木造林法に付て研究致しました、挿木造林には二通りの方法があります、それは挿木によつて苗を養成して一年生の苗となし山上をするものと直ちに造林地に挿し付くるものと二つの方法があります、前者は浮羽郡後者は日田郡地方にて行はれて居ります、二者何れも長短所を有して居りますが私が實地に付て調査せる所及び見聞せる結果を綜合致しまして考へますと前者即ち一ヶ年苗床に養成して造林に供する方法が安全である様に考へ得らるゝのであります、それで私は將來實驗の結果に照してでなければ明言は出来ませぬけれども前者の方法によつて獎勵致し度くと考へて居りますが、挿木造林法なるものが全國普遍的に行はれて居る事實に徴しまして是れが本郡内如何なる所にも普通の造林の如く觀易く實行し得らるゝや否やと言ふ事はまだ餘程研究を要す可き問題であらねばなりません、而して福岡大分兩地方に於ける造林法なるもの其れ自体に於てまだ一改良を要すべき点が多々ある様に存じて居りますが大体該地方に於て行はれつゝある方法の大畧を述べまして御參考に致し度い

と考へます

挿木の採集時期は三月下旬頃が最も適當の時期でありまして挿木の長さは先づ八九寸位から一尺五六寸位まででありまして樹令四、五十年先の母樹より採取したものが最もよいと言はれて居るのでございます、而して此の採取した挿木は十日間乃至二週間位清流に浸してそれを二寸位の間隔を置き地中二寸—三寸位の深さに挿すのでありまして床地は普通の壤土をよく整地致しましてそれに挿すので別に濕地を選定する必要はありませぬけれども俗に温地と言ひまして殊に乾燥するヶ所は避けなければなりません、挿木したものには梅雨前に一回位人糞尿の稀薄液を散布すれば充分でありまして餘り多くの肥料を施す必要を認めませぬ唯床地に一ヶ年間養生するは根の發生を速ならしむる目的であるからであります、斯くして養生せる挿木の苗は翌春に掘り取りまして造林用の苗に供しますので第一作業が簡單で第二には松の赤枯病には決つて罹らないのであります、そして一旦造林したるもの、成長状態を調査せる結果によりまして最初十年間は普通の苗によつて仕立てたるものが成長が旺盛でありまして十年を経過した後に於きましては挿木苗によつて造林したるものが成長量が多くなりまして次の十年



間に前の十年間の過剰成長率を超過致しまして尙ほ將來の成長量が大であると言ふ状況でありますので結局成長率に於て挿木造林にて成立せるものが大であると言ふ譯になつておりますが、然らば成長量が幾何大なるやは未だ確實なる調査をなしたものはありませぬが兎に角大であると言ふ事だけは確實であります、本郡内に於きましても川上村に於きまして藏貫書記が實地に行つてゐる以外には未だ實行して居らないのであります。が本郡に於ても將來鼓舞致しまして本法を施行致す考へてございませぬが實施の時期は來春即ち十一年の春頃であります。其れ迄には挿木法に關する詳細なる講話をなしまして此の方法の普及を謀る考へてございませぬ、此の外見聞した事柄や調査した事柄も申上げますれば多ありますけれども餘り本郡と状況を異にしたるものが少な返つて冗文に互る嫌いが無いでも有りませぬから此の邊にて視察の御報を打ち切る事に致度いと考へます

山口縣山林會第一回造林品評會成績中本郡のもの左の如し

等級	造林種類	町村名	氏名
一等賞	杉 扁柏林	徳佐村	河野忠三
二等賞	杉 林	三見村	田村菊藏
全	杉 扁柏林	川上村	福永隆太郎
三等賞	杉 扁柏林	川上村	能美安次郎
全	全	川上村	伊東喜一
全	苦竹林	宇田郷村	金子秀藏
全	杉 扁柏林	椿東村	林誠一
四等賞	杉 扁柏林	福賀村	福賀村
全	杉 林	川上村	阿武龜之進
全	杉 林	三見村	三見村

参 考 資 料



# ABUGUNPO

(1)

除 草	植 方	(畝一)		播 種 期 及 移 植 期	撰 種 及 浸 種	品 種	前 年 稻 狀 況	土 地	面 積	擔 當 者	一、稻作模範田設計書
		肥 料	苗 代								
一回雁爪 二回手取 三回田打車 四五回手取	株間一尺五寸 一坪株數七十二株 一株本數三本	木灰六貫	人糞尿三十貫 油粕一貫二百匁 過磷酸石灰六百匁	五月五日 六月下旬	鹽水選施行 五月一日浸種(四日間)流ノ河	早生神力	神力糯 七俵	表土砂質壤土 四寸 底土砂礫土排水稍良	一 枚 一 段 畝 步	椿村字沖原 宗村貞一	

目

次

- 一、稻作模範田設計書……………(一)
- 二、夏蘭市場成績表……………(二五)



除草	植方	(畝一)		播種期及移植期	撰種及浸種	品種	前年稻狀況	土地	面積	擔當者	稻作模範田設計書
		肥料	苗代								
一回手取 二回田打車 三四回手取	株間一尺五寸 一坪株數七十二株 一株本數三本	硫酸アンモニア 二百匁	堆肥二十貫 木灰一貫 下肥十貫	四月二十日 六月上旬	撻水選施行 浸種一週間	早生神力	十六俵收穫	表土壤土六寸 底土粘質壤土 排水良好	枚二段 畝步	吉部村字鍛冶屋 栗田巖	

考備	一段當肥料							病蟲害	收穫
	計	人糞尿	油粕	大豆粕	堆肥	肥料名	總施用量		
灌漑水ニ注意スヘシ	三〇五	八〇	一〇	一五	二〇〇貫	肥料名	益虫保護器設置苗代及本田採卵	十月中旬	
	九〇〇	!	四、〇〇	五、〇〇	!	價格	稻熱病の豫防		
	二二五			一五	二、〇〇貫	原肥施用量			
		八月上旬	二番草			追肥時期			
	九〇三、〇七五	八〇〇、四三〇、一〇〇	一〇〇、五〇五	一、一四〇〇、一六五	一、〇〇〇、五二〇	肥施用室			
	九八五	〇、一七〇	〇、一三〇	〇、二三七	一、二六〇	成酸			
						加			
	一、七九七					里			







除 草	植 方	(畝一)		移播 種 植 期 及 期	撰種 及 浸種	品 種	前 年 稻 狀 況	土 地	面 積	擔 當 者	稻 作 模 範 田 設 計 書
		肥 料	苗 代								
一回雁爪打	株間一尺六寸	木灰	人糞尿五十貫	四月二十五日	盤水選	早生神力	早生神力十俵	表土砂質壤土	二枚	地福村字市	藏田作一
二回手取	一坪株數	六貫	遇磷酸石灰	六月六日	池一週間			五寸	一段		
三回田打車	六十株		九百匁					底土粘質壤土	二畝		
四回手取	一株本數							排水良好	步		

考 備	一 段 當 肥 料						病 虫 害	收 穫
	計	下 肥	大 豆 粕	柴 草	堆 肥	肥 料 名		
	三四〇	八〇	一〇	五〇	二、〇〇貫	益虫保護器を設置し苗代及本田採卵螟卵の採取	十月中旬	
	三、五〇	—	三、五〇	—	—	泥負虫の豫防		
	二六〇		一〇	五〇	二、〇〇貫			
	八〇二、四三七〇、七七〇	七月下旬	八〇、〇、四三〇〇、一〇〇	〇、七六七〇、一一〇	一、〇〇〇〇、五二〇			
	〇、七三三		〇、一七〇	〇、一四五	一、二六〇			



除草	植方	(畝一)		移播 種植 期及	撰種 及浸種	品 種	前年 稻狀況	土 地	面 積	擔 當 者	稻作模範田設計書
		肥 料	苗 代								
一回雁爪打 二回手取 三回田打車 四回手取	株間一尺ト四寸 一坪株數九十株 一株本數三本	過磷酸石灰 九百匁	人糞尿 五十貫 木灰 六貫	四月中旬 五月下旬	鹽水選 浸種(一週間)	早生神力	七俵	表土砂質壤土 四寸 底土砂礫土 排水良好	一枚一段 畝步	篠生村字篠目 久野壽虎	

考備	料肥當段一	堆肥	石 灰	硫 酸 アンモ ニヤ	大 豆 粕	計	病蟲害	收 穫
紫雲英跡地		四〇〇貫	三〇	二	五	四三七 四、四〇〇	稻熱病の豫防	十月上旬
		四、〇〇貫	三〇	一、六〇〇	一、〇〇〇	四三〇	泥負虫及二化螟虫の驅除	
		二〇〇〇貫	一	二〇、四〇〇	五〇、三五〇、〇七	七二、七五〇、一一〇		
		二、四〇〇	一	一	〇、一〇〇	二、五〇〇		



除 草	植 方	(畝一)		移播 種 植 期 及 期	撰種 及 浸種	品 種	前 年 稻 狀 況	土 地	面 積	擔 當 者
		肥 料	苗 代							
一回雁爪打 二回手取 三回田打車 四回手取	株間一尺四寸 一坪株數 九十株 一株本數 三本	遇磷酸石灰 九百匁	人糞尿五十貫 木灰 六貫	四月中旬  六月上旬	盪水選  浸種一週闊	早生神力	八 俵	表土砂質壤土 四寸 底土石礫土 排水良好	三枚 一段 四畝 步	生雲村字  磯川 勘市

稻作模範田設計書

考 備	料 肥 當 段 一							病 虫 害	收 穫
	計	大豆 粕	柴 草	堆 肥	肥 料 名	施 用 量	價 格		
	二一〇	一〇	一〇〇	一、〇〇貫	原 肥	一〇〇貫	追 肥	益虫保護器を備付け苗代及本田採卵	十月上旬
	三、五	三、五〇	一	一	時 期	一番草	施用量	稻熱病虫の豫防	
	二〇〇		一〇〇		窒 素	一〇貫	三		
	一〇一、七二七〇、二八〇		〇、四八〇〇、〇八〇		磷 酸	〇、四八〇〇、〇九〇	成		
	〇、八一八		〇、二九〇		加 分	〇、三七〇	里		







除 草	植 方	(畝一)		移播 種 植 期 及 期	撰種 及 浸種	品 種	前 年 稻 狀 況	土 地	面 積	擔 當 者	稻 作 模 範 田 設 計 書
		肥 料	苗 代								
一回雁爪打	株間一尺、五寸	遇磷酸石灰	人糞尿五十貫	四月十六日	盤水選	早生神力	七俵	表土壤土	一枚	明木村字横瀬	原 房 熊
二回手取	一坪株數	九百匁	木灰六貫	六月六日	浸種一週間			六寸	一段		
三回田打車	七十二株							底土砂礫土	畝		
四回手取	一株本數							排水良好	步		

考 備	料 肥 當 段 一	計	石 灰	硫 酸 ア ン モ ニ ヤ	大 豆 粕	堆 肥	肥 料 名	病 虫 害	收 穫
		二四二	三〇	二	一〇	二、〇〇貫	泥負虫及二化螟虫の驅除	十 月 中 旬	
		七、七〇	二、一〇	一、六〇	四、〇〇	一	稻熱病虫の豫防		
		二二二		二	一〇	二、〇〇貫			
		三〇二	二番草						
		二、一〇〇	三〇貫		〇、四〇〇	一、〇〇〇貫			
		〇、六七〇			〇、七〇〇	〇、五二〇			
		一、四〇〇			〇、二〇〇	一、二〇〇			



















